

参考資料 患者分類試案（7/27 版）における「医療区分」の方法

医療区分	医療区分3	医療区分2	医療区分1
分類試案	下記のいずれかの項目の条件を満たす者。	医療区分3に該当しない者で、下記のいずれかの項目の条件を満たす者。	医療区分2、3に該当しない者。
	<疾患及び状態> 1. 常時監視を要する状態 ^{注1} <医療処置> 2. 中心静脈栄養 3. レスピレーター使用 4. ドレーン法・胸腹腔洗浄 5. 意識障害のある気管切開・気管内挿管	<疾患及び状態> 6. 多発性硬化症・筋ジストロフィー等の特定疾患治療研究事業の対象疾患（ADL 11 以上に限る） 7. 脊髄損傷（ADL 23 以上に限る） 8. 暴行又はケアに対する抵抗が毎日みられる状態 <医療処置> 9. 透析 ^{注2} 10. 意識障害のある経管栄養（経鼻・胃瘻等） 11. 喀痰吸引（1日8回以上） 12. 酸素療法 13. インスリン皮下注射（血糖チェック1日3回以上、ただし、自己注射を除く） 14. 褥瘡（2度以上、または2箇所以上） 15. 発疹（体表面積9%以上） 16. 疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍	

注1：「常時監視を要する状態」とは、平成16年度に実施した「患者特性調査」の「Ⅶ. 症状と状態」、「3. 状態の安定性」において「a. 絶対安静」の評価項目を、分科会で提示された意見に従って置き換えたものである。

注2：透析は、現行の診療報酬点数において療養病棟入院基本料の包括外（出来高）となっているが、ここでは透析を必要とする患者の状態を指している。

<医療区分の分類方法>

医療区分の流れは次の通り。まず「医療区分3」の条件に1つ以上該当すれば「医療区分3」に振り分けられ、非該当者のうち「医療区分2」の条件に1つ以上該当すれば「医療区分2」、それ以外の者が「医療区分1」となる。